

活動実績ポイント承認基準

項目	内容	P	留意事項
学会発表 研究発表 等	◇日本運動器看護学会学会学術集会における学会発表等 (筆頭者の場合)	50P	※日本運動器看護 学会学術集会で の発表以外は、 学術集会抄録コ ピーの提出が必 要
	◇日本運動器看護学会学術集会における学会発表等 (筆頭者以外の場合)	30P	
	◇日本運動器看護学会学術集会における JSMNC 活動報告等 (筆頭者の場合)	40P	
	◇日本運動器看護学会学術集会における JSMNC 活動報告等 (筆頭者以外の場合)	20P	
	◇日本運動器看護学会以外の学会学術集会における運動器看護に関する 学会発表等 (筆頭者の場合)	40P	
	◇日本運動器看護学会以外の学会学術集会における運動器看護に関する 学会発表等 (筆頭者以外の場合)	20P	
	◇所属機関内の看護研究発表会における運動器看護に関する研究発表 (筆頭者の場合)	30P	
	◇所属機関内の看護研究発表会における運動器看護に関する研究発表 (筆頭者以外の場合)	20P	
講演 シンポジウム 等	◇日本運動器看護学会学術集会における実践講座講師、シンポジスト等	50P	※日本運動器看護 学会学術集会以 外での講師、シ ンポジスト等は学術 集会抄録コピー の提出が必要
	◇日本運動器看護学会以外の学会学術集会における運動器看護に関する 実践講座講師、シンポジスト等	40P	
論文	◇日本運動器看護学会誌における研究論文または実践報告論文の掲載 (筆頭者の場合)	90P	※日本運動器看護 学会誌以外の 掲載論文は、別 刷り又はコピー の提出が必要
	◇日本運動器看護学会誌における研究論文または実践報告論文の掲載 (筆頭者以外の場合)	50P	
	◇日本運動器看護学会以外の査読のある学会誌における運動器看護に 関する研究論文または実践報告論文の掲載 (筆頭者の場合)	80P	
	◇日本運動器看護学会以外の査読のある学会誌における運動器看護に 関する研究論文または実践報告論文の掲載 (筆頭者以外の場合)	40P	
	◇医療福祉看護系の雑誌における運動器看護に関する研究論文または 実践報告論文の掲載 (筆頭者の場合)	50P	
	◇医療福祉看護系の雑誌における運動器看護に関する研究論文または 実践報告論文の掲載 (筆頭者以外の場合)	30P	
著書等	◇医療福祉看護系の雑誌における運動器看護に関する研究論文以外の 記事等の掲載 (雑誌や公的な web 配信情報の記事や論考等)	40P	※掲載文書の提出 要(雑誌コピー可)

講師等	◇勤務配置部署を超えた複数の部署・施設における研修会や企業において開催した運動器看護に関する研修会等の講師 ※対象は看護師の他、医療系他職種、事務職員、一般市民も可能とする。	40P	※開催を証明する文書等および報告書の提出要.
	◇勤務配置部署内における運動器看護に関する学習会等の講師 ※対象は看護師、病棟内配属の多職種（看護助手、事務職員など）	20P	※開催を証明する文書等および報告書の提出要.
	◇大学、看護師養成機関等における運動器看護に関する講義の講師（2コマ以上の場合） ※所属する教育機関における本務としての講義は除く	40P	※開講示すシラバスのコピー提出要
	◇大学、看護師養成機関等における運動器看護に関する講義の講師（1コマの場合） ※所属する教育機関における本務としての講義は除く	20P	※開講示すシラバスのコピー提出要
委員 役員 等	◇日本運動器看護学会、各委員会等の活動 ※1任期につき 40P ・役員（理事、監事） ・委員（研究支援委員、認定審査委員、編集委員、研修委員、査読委員）	40P	※委嘱状の提出要
	◇日本運動器看護学会 地区研修会の実行委員、学術集会企画委員、学術集会実行委員等 ※日本運動器看護学会より依頼を受け、委嘱状なしに研修会や講座の運営における活動が上記活動と同等と認められる場合、委嘱状に準ずる証明書を発行します。該当する活動がある場合、事務局に確認をしてください。	20P	※委嘱状の提出要
研修参加 等	◇日本運動器看護学会学術集会における会長講演、基調講演、教育講演、シンポジウム等のプログラムへの参加 ※各プログラムへの参加毎に 10P	10P	※受講証明提出要
	◇日本運動器看護学会 地区研修会のうち日本運動器看護学会認定審査委員会が認めたプログラムへの参加	10P	※参加証提出要
	◇日本運動器看護学会が主催する学会認定運動器看護師のためのフォローアップ研修への参加	40P	※受講証明提出要